

声 明

平成 30 年 4 月 13 日（金曜日）に発表された日本プロダクション協会加盟社の代表者逮捕の報道を受け、AV 人権倫理機構では、会員団体に対し、再発防止策の立案と、当機構の指針に沿った業務運営を行うことを徹底するよう指導いたします。

また、刑事捜査の進展を見守り、有罪判決が確定した場合には、当該社に対し然るべき処分を課すよう日本プロダクション協会に対して勧告を行う所存です。

不起訴処分となった場合においても、関係者から事情聴取を行う等、刑事責任とは違う角度から検討し、適正 AV の理念に相応しくない行動が認められた場合には、やはり、当該社に対し然るべき処分を課すよう日本プロダクション協会に対して勧告を行う所存です。

平成 30 年 4 月 19 日

AV 人権倫理機構